令和７年第３回臨時会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第１日　（令和７年７月１４日）

◎議事日程（第１日）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　議案第４６号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第４号））

第　５　議案第４７号　赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結について

第　６　議案第４８号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第５号）

追加日程

第　１　議会運営委員会　閉会中の継続調査申出書
　　委員長申出

◎出席議員（８名）

１番	阿部　猛君	２番	連　茂君
３番	曽根敏明君	４番	能登ゆう君
５番	川人孝則君	６番	藤門　弘君
７番	山口芳之君	８番	岩井英明君

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

村長	馬場　希君
副村長	大石和朗君
会計管理者	谷　早苗君
総務課長	秋元千春君
住民課長	藤田俊幸君
保健福祉課長	髙松重和君
産業課長	神　信弘君
建設課長	釣賀謙一君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	小林義幸君

◎議会事務局

事務局長		横井慎之君
書記		伊藤秋恵君

（午前　９時３０分開会）

◎開会宣告

○議長（岩井英明君）　ただいまの出席議員数は８名です。

定足数に達しておりますので、令和７年第３回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に提出されました案件は、議案３件であります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において７番、山口芳之君及び１番、阿部猛君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（岩井英明君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの１日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの１日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（岩井英明君）　次に、日程第３、諸般の報告をさせていただきたいと思いますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思います。

第１に、本日は地方自治法第121条の規定により、１ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第２に、地方自治法第235条の２の規定により、監査委員より令和７年６月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、２ページから３ページとして配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第４　議案第４６号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第４、議案第46号　専決処分事項の承認を求めること

について（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第４号））を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、私のほうから議案第46号の説明をさせていただきます。

議案第46号　専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年７月14日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、法的リスク対応委任業務の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年６月18日、赤井川村長。

それでは、令和７年度赤井川村一般会計補正予算書（第４号）の１ページ目をおめくりください。令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第４号）。

令和７年度赤井川村の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第１条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表　歳出予算補正」による。

令和７年６月18日専決、赤井川村長。

続いて、２ページ目をおめくりください。第１表、歳出予算補正、歳出、２款総務費、既定額に86万9,000円を追加し、12億1,168万1,000円に。これは、１項の総務管理費の増額でございます。

12款予備費、既定額から86万9,000円を減じ、169万4,000円に。

歳出合計としては、増減なしの40億3,436万4,000円となります。

続いて、４ページに移ります。２、歳入、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額に86万9,000円を追加し、２億9,942万2,000円に。内訳は、委託料の増額で法的リスク対応委任業務を新規計上したものでございます。

続いて、５ページです。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額から86万9,000円を減じ、169万4,000円とするものです。内訳は、歳出のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

連茂君。

○２番（連　　茂君）　今説明ありましたが、議案第46号、議会という場で、議論をする

という場でこの専決処分、前回の協議会のときに説明はありましたけれども、理由が法的リスク対応委任業務の新規計上のためというだけの理由でこれを審議しろというのはちょっと無理があると思います。この法的リスクは何のためのものかとか、そういうふうなことに関して少なくともある程度分かるような説明というのが必要だと思いますので、その辺の説明を求めます。

○議長（岩井英明君）　大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　今、近年いろんな業務をやっていく中で法律に関わること、法律に触れるという部分が今までは慣例的にやっていた部分というのがだんだんそうではなくて、きちんと法律の専門家に確認をした中で業務を進めていかなければならないという事案が増えております。そのために職員の案件に関して法律家の専門家の方にご相談をしながら対応していかなければならないという形の中でこの委託業務を発注するという形にさせていただいたということでございます。

○議長（岩井英明君）　連茂君。

○２番（連　　茂君）　そういうふうな事件が起きたというふうなことで前回の委員会のときにもお伺いはしているのですけれども、理由として書くときに法的リスク対応業務、先ほども言ったとおりなのですけれども、新規計上のためというだけだと、やはり議会としての成り立ちが成立しないと思いますので、今後その辺に関しては不明瞭なことはしっかりとちゃんと説明していただきたいというか、こういう理由の中にも盛り込むべきだと思いますので、その辺の意見を付け加えて終わりたいと思います。

　以上です。

○議長（岩井英明君）　副村長。

○副村長（大石和朗君）　これまでも議会に対して村のほうで勝手に物事を進めたりという形のことはしていないと思います。必要に応じて議会の皆さんのほうにはきちんとした説明をさせていただいていると思いますし、今後ともそういう姿勢で村としては臨みたいというふうに思っております。今回の件も今回初めて出た案件ではありません。事前に皆さんのほうにもいろいろ説明をさせていただいています。今後状況の変化等があれば、またきちんとお知らせをしようというふうに思っていますし、これ以外の案件でも皆さんのほうにはきちんと説明をするという部分に関してはお約束をしたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　今のご答弁に対してなのですけれども、協議会で、内々で議会の中で傍聴もない中で話されることと、この議会の場面で上程されたものとの説明というのは全く違うものです。住民に対してどのように情報、議事の中身についてもなるべく透明性高めて公開できるか、村のお金の使い方についてどれだけ住民の方に透明性を持って説明できるか、そういう観点から協議会で伝えているから、議員に伝えているからそれでいいという考え方はまず違うと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君）　副村長。
○副村長（大石和朗君）　きちんと公開できる部分に関しては、もちろん村としては情報公開の部分でさせていただいているというふうに思っております。ただ、案件によっては個人情報だとか、いろんな守秘義務を負わなければならない部分ありますので、その点に関してはご了解いただければというふうに思います。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　個人情報に関わる部分は当然なことだと思います。ただ、今回この議案に対する理由に関してはほかに十分書き方、個人情報に配慮した上での説明の仕方というのがあるはずです。その辺、連議員と重ねてになりますが、できる限り村の人がこのお金何に必要なものだろう、そういうことがきちんと分かるような情報の出し方というものを心がけていただきたいと思い、これはお願いですが、して終わります。
○議長（岩井英明君）　副村長。
○副村長（大石和朗君）　今後そういう部分に対しては十分配慮してご報告させていただきたいというふうに思います。
○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第46号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第４号））を採決いたします。
この採決は、起立により行います。
議案第46号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
よって、議案第46号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第４号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第５　議案第４７号
○議長（岩井英明君）　次に、日程第５、議案第47号　赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、議案第47号について説明をさせていただきます。

赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結について。

次のとおり建設工事委託に関する協定を締結したので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年７月14日提出、赤井川村長。

記としまして、１、協定の目的は、赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定でございます。

２として、協定金額は２億6,000万円。

協定の相手方、住所は東京都文京区湯島２丁目31番27号、氏名は日本下水道事業団代表者、理事長、黒田憲司。

期間（参考）として、議決の日から令和９年３月31日まででございます。

次ページに説明資料として４項目上げておりますけれども、４の工事概要としては令和７年度については受変電設備、電源設備、計測設備、監視制御設備、防災設備機器製作、令和８年度は受変電設備、電源設備、計測設備、監視制御設備、防災設備機器製作及び据付け、水処理施設その他建築工事と２年間に関わる部分でございます。

２ページ以降に協定書の写しを添付しておりますので、ご確認いただければというふうに思います。

以上でございますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号　赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第47号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第47号　赤井川村特定環境保全公共下水道あかいがわアクアクリーンセンターの建設工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり承認されました。

◎日程第６　議案第４８号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第６、議案第48号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、議案第48号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第５号）について説明をさせていただきます。

１ページ目をお開きください。議案第48号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第５号)。

令和７年度赤井川村の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,151万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,587万4,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年７月14日提出、赤井川村長。

２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、15款道支出金、既定額に551万円を追加し、9,159万9,000円に、２項の道補助金の増額でございます。

18款繰入金、既定額に600万円を増額し、３億7,770万2,000円に、２項の基金繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に1,151万円を増額し、40億4,587万4,000円にしようとするものでございます。

続いて、３ページです。歳出、２款総務費、既定額に138万6,000円を増額し、12億1,306万7,000円に、１項の総務管理費の増額です。

５款農林水産業費、既定額に551万円を増額し、２億367万2,000円に、１項農業費の増額でございます。

９款教育費、既定額に427万9,000円を増額し、５億9,430万7,000円に、１項の教育総務費で116万6,000円の増、２項の小学校費で311万3,000円の増でございます。

12款予備費、既定額に33万5,000円を追加し、202万9,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、既定額に1,151万円を追加し、40億4,587万4,000円にしようとするものでございます。

詳細については、副村長、担当課長にて説明をいたしますので、よろしくお願いいたし

ます。
○議長（岩井英明君）　大石副村長。
○副村長（大石和朗君）　それでは、私のほうから令和７年度一般会計補正予算（第５号）の歳入についての説明をさせていただきます。
なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。
それでは、一般会計補正予算書の６ページ目をお開きください。２、歳入、15款道支出金、２項道補助金、４目農林水産業費道補助金、既定額に551万円を追加し、5,558万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、スマート農業・農業支援サービス導入総合サポート緊急対策事業補助金の新規計上でございます。
詳細につきましては、歳出で担当課長より説明をいたします。
続いて、７ページ目に移ります。18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額に600万円を追加し、２億1,900万円にしようとするものでございます。内訳は、財政調整基金繰入金の増額で、歳入不足を補うためのものでございます。
以上で一般会計補正予算、歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。
○議長（岩井英明君）　秋元総務課長。
○総務課長（秋元千春君）　それでは、総務課所管の歳出予算について説明させていただきます。
８ページをお開きください。３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、９目庁舎管理費、既定額に138万6,000円を追加して3,447万4,000円にしようとするものです。補正内容は、12節委託料で庁舎清掃業務委託料として138万6,000円を新規計上しようとするものでございます。これまで清掃業務に関しましては、会計年度職員が他の業務と兼ねながら行ってきましたが、このたび出産に伴いまして現在休暇取得中でございます。取得後は退職するということになったため、半日の清掃業務を業者に委託しようとするものでございます。
続いて、11ページになります。11ページをお開きください。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額に33万5,000円を追加して202万9,000円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。
以上で総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。
○議長（岩井英明君）　神産業課長。
○産業課長（神　信弘君）　それでは、私から産業課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。
９ページを御覧ください。５款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、既定額に551万円を追加し、5,221万4,000円にしようとするものです。内訳は、細目７の強い農業づくり事業費においては、地域の中核となる担い手に対して農地引受力向上等に必要な農業

用機械、施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援するものであり、１名分のトラクターとロータリー購入費、３割の補助金としまして222万2,000円を新規計上しようとするものです。細節９のスマート農業・農業支援サービス導入総合サポート緊急対策事業につきましては、農業者支援サービス事業を開始しようとする者に対し、農業機械の導入及び事業開始のための取組について支援するものでございます。本事業により農業用ドローンを導入し、地域における施肥、防除業務のサービス提供を行い地域全体の作業省力化と規模拡大を目指すものであり、２名の方からの要望によりドローン購入費５割の補助及び１名分のドローン作業免許取得費用、10割の補助金として328万8,000円を新規計上しようとするものです。強い農業づくり事業及びスマート農業・農業支援サービス導入総合サポート緊急対策事業に関しましては、全額補助金の対象となります。

以上で産業課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　教育委員会次長。

○教育委員会次長（小林義幸君）　それでは、教育委員会所管歳出予算についてご説明いたします。

10ページ目をお開きください。９款教育費、１項教育総務費、３目教員住宅建設費、既定額に116万6,000円を追加し、6,034万6,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で教員住宅建設工事監理業務を新規に計上するものです。教員住宅建設工事を進めるに当たり、監理業務が必要と確認に至った次第です。資格持ち職員が工事監督した場合はその者が監理を行うので、監理業務は不要ではありますが、今現在資格持ちがいなくなったことから補正に至りました。

９款２項小学校費、１目学校管理費、既定額に311万3,000円を追加し、２億4,752万2,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で赤井川小学校改修工事監理業務を新規に計上するものです。赤井川小学校改修工事を進めるに当たり、監理業務が必要と判断した次第です。先ほど同様に資格持ち職員が適正に工事監理を実施するのであれば監理業務は不要ではありますが、今現在資格持ちがいないことから補正に至りました。

以上で教育委員会所管歳出予算の説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　９ページの農業振興費についての質問です。

強い農業づくり事業補助金と、あとスマート農業関連のでそれぞれ１名と２名というお話でしたけれども、これって対象者って重なったりはしていませんか。３名分ということでしょうか。

○議長（岩井英明君）　産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　今回それぞれ２つの事業ございます。３名の方が要望を上げられているのですけれども、全て３名方別な方というような状況になっております。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　ご説明の中で、例えば強い農業づくりですと農地引受力という言葉が出てきたり、あとは農業支援サービスの導入という言葉だったり、自分のところで使うだけではなく地域全体に波及するものであるのかなと、そういうイメージもあるのですが、その事業の内容についてもうちょっと詳しくお願いいたします。
○議長（岩井英明君）　産業課長。
○産業課長（神　信弘君）　まず、強い農業づくりに関しましては、耕作放棄地等、あと高齢化によって農業をやめられる方の農地を利用して自らの農地の拡大を目指すものでございます。今回計画されているのは、３年間でこの方３ヘクタールを拡大というような目標を掲げられております。スマート農業のほうに関しましては、ドローンの作業で施肥、防除を地域の農業者の方々にサービスを提供するということでございまして、１名の方に関しましては今現在９名の方々の支援で、面積としましては58ヘクタールを施肥や防除の業務を行おうというふうに計画をされております。もう一名の方に関しましては、６名の方へのサポートとしまして33ヘクタールを計画されているという、こういった事業になっております。
○議長（岩井英明君）　川人孝則君。
○５番（川人孝則君）　今のスマート農業ですけれども、ドローンとか、これありますけれども、申請されていたものなのか、新規に春の段階と別な段階、新たにこの申請者が増えたということなのか、そこをもう一回確認させてほしいのと、あと農業づくり事業、この３年で３ヘクタール、これは土地取得に係る経費なのか、改良する経費なのか、そこら辺をちょっとお願いしたいなと。
○議長（岩井英明君）　産業課長。
○産業課長（神　信弘君）　スマート農業のほうに関しましては、５月に北海道に要望を上げております。この後７月に交付申請というような流れで、今回要望を受けた当初からこの２名の手挙げがあったという状況でございます。強い農業づくりの補助金に関しましては、規模拡大のために今現状お持ちになっている農業機械、またロータリーを大きなものにする、その購入費が補助されるというものでございます。
○議長（岩井英明君）　ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第５号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第48号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第48号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第１として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第１、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１　議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第１、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、令和７年第３回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君）　これで本日の会議を閉じます。

令和７年第３回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１０時０３分閉会）